

佐賀市立赤松小学校いじめ防止基本方針

佐賀市立赤松小学校

1 策定の意義

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「佐賀市立赤松小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

本校における「いじめ防止のための基本的姿勢」を示す。

○学校、学年、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。

○児童、教職員の人権感覚を高めます。

○児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。小さな事案でもいじめにあたるかもしれないとの認識をもって、覚知・認知していきます。

○いじめ問題について保護者・地域、そして、関係機関との連携を深めます。

いじめ防止対策推進法第2条において、「『いじめ』とは、児童に対して、当該児童が在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3 いじめ防止のための指導体制・組織

・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員の構成は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導担当、養護教諭、該当児童担任、該当児童学年主任、教育相談担当者とする。また、いじめが認知された場合に対応するために、拡大委員会を設ける。拡大委員は校内の委員に加えて、外部委員として学校運営協議会委員（1名）、PTA代表者（1名）を加える。

・役割として、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、いじめ防止の啓発等に関するを行う。

・いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、教職員が共有するようにする。

4 いじめを未然に防止するために

① 佐賀市の毎月1日「いじめ・命を考える日」と連携して、毎月第1月曜日の朝の時間に「ぬくもりタイム」を設定し、差別や不条理に気づかせ、差別やいじめをなくす取り組みを推進する。

② 毎月第1火曜日の朝の時間の生活朝会で、心を磨き、学校を磨き、みんなで創り変えていく学校生活に向けての共通理解を図る場とする。

③ 毎学期はじめの始業式に、児童会を中心として、「いじめ『0』宣言」を行い、人権意識の高揚を図る。

④ 年1回のいじめに関するアンケートや毎月の「〇月の心のアンケート」を実施し、実態把握をもとにいじめにつながる問題行動等について指導を強化する。

⑤ 全校朝会の校長講話で、思いやりの心を持つことと「いじめは100%悪い」ことを学期に1回は行い、赤松小の「目指す子どもの姿」の実現を図る。

□■「ぬくもりタイム」の実施計画■□

月	テーマ（内容）	視点	形態
4	いじめ0の取り組みについて～総務委員会～	人権・連帯	全校集会（総務委員会）
5	言葉は心（「ぽかぽか言葉」と「ちくちく言葉」）の取り組み	人権・連帯	学級
6	ふたば・あおぞら・ひまわり学級の先生から	人権・連帯	全校集会
7	平和について考えよう（平和集会）	平和	全校集会
8	平和について考えよう	平和	学級・放送
9	赤いランドセル（多様性・多様な性・生き方）	人権・連帯	学級・放送

10	命の大切さ	人権	全校集会
11	言葉は心（学級のよいところ）	人権・連帯	学級・放送
12	人権について考えよう（人権標語づくり）	人権	学級・放送
1	見守り、ありがとう（コミュニティの方々へ）の手紙	人権・連帯	学級・放送
2	言葉は心（こんな自分になりたいな）の取組	人権・連帯	学級・放送
3	がんばったね（ぬくもりタイムふり返り）	人権・連帯	学級・放送

5 いじめの早期発見、早期対応について

〈早期発見に向けて変化に気づく〉

- ・児童の様子を、担任はじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声をかけ、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していくとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

〈誰にでも相談ができる〉

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって耳を傾け、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。

〈早期の解決を図る〉

- ・いじめがどれだけ相手を傷つけ、苦しめるかについて気づかせるような指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・教員が気づいた、あるいは児童や相談があったいじめについて、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく他者の人間関係等構造的に問題をとらえる。
- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、事実関係を把握し、学校として組織的な体制のもとに対応を行う。
- ・事実関係を正確に当該児童の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。
- ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童への指導及び保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に記録、保存し、教育委員会へ報告する。

6 いじめ事案への対応

(1) いじめの発生時の対応

Level	基本的な対応	留意点
1	①子どもの気になる発言、言動に留意する。 ②気になる場合、その場で指導。 ③いじめに発展しない取り組みを行う。	①教育相談部による「〇月のころ」（アンケート）実施、日記指導などを行う。
2	①覚知。（外部からの情報） ②管理職への報告。 ※市教委 東部教育事務所、県教委に第1報をいれる。 ③被害者（およびその関係者、保護者等）への事情聴取。 ④加害者（およびその関係者）への事情聴取。 ⑤双方への指導。	①事件の概要把握を行う。（通報者名、該当児童名、いつ、どこで、誰がを明確にする） ②客観的に状況を把握する。周りの児童等へも事情を聞く。 ③被害者を守る立場で指導を行う。
3	①覚知。 ②管理職への報告。 ※市教委 東部教育事務所、県教委に第1報をいれる。 ③被害者（およびその関係者、保護者等）への事情聴取。 ④加害者（およびその関係者）への事情聴取。 ⑤市教委への報告。 ⑥職員会議の開催といじめ対策委員会の編成。	①覚知後、すぐさま報告を行う。 ③④複数で事情聴取を行う。 ⑥状況に応じて、チームを編成する。（学年＋生徒指導など） ⑦即効性のある対策のほか、関係者全体に対する指導も行う。

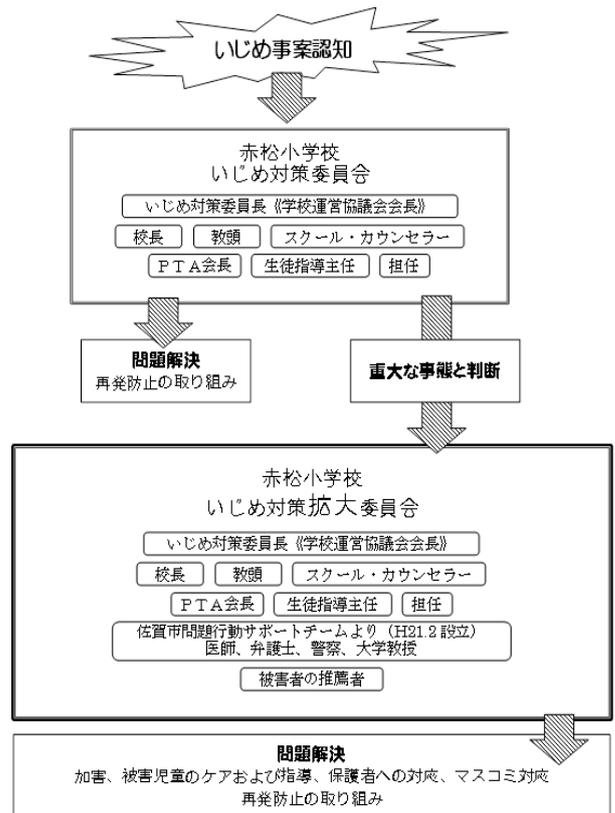
	⑦迅速、適切、目に見える対応策を検討する。 ⑧双方への指導と保護者への連絡。 ⑨事後観察。	⑧状況および解決策を丁寧に説明する。 ⑨記録を行い、継続して観察。 ※①～④レベル3と同様の対応。
4	①覚知。 ②管理職への報告。 ※市教委 東部教育事務所、県教委に第1報をいれる。 ③被害者（およびその関係者、保護者等）への事情聴取。 ④加害者（およびその関係者）への事情聴取。 ⑤市教委への報告→※記者会見の準備。 ⑥外部関係者を含めたいじめ対策拡大委員会の編成。 ⑦迅速、適切、目に見える対応策を検討する。 ・スクールカウンセラーの派遣等も含める。 ⑧双方への指導と保護者への連絡。 ⑨再発防止のため、一般児童への指導を行う。 （全校集会等） ⑩事後観察および市教委への随時報告。	⑤場合によっては、記者会見の準備を行う。 ⑥学校対応チームおよび関係機関（カウンセラー等）との連携を行う。 ⑦被害者を守ることがまず重要。加害者の出席停止も検討。 ⑧加害児童への指導は、いじめを起こした背景にも迫ること。 ⑩被害者、加害者との定期的な面談、その他の児童の観察も継続し、再発を防止する。

(2) 重大事態への対応

- ・いじめの事実を確認した場合の佐賀市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、佐賀市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、佐賀警察署と連携して対応する。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを持つことを願います。
- ・学校評価において、評価項目の中に「いじめ問題への対応」をあげ、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。

7 いじめ再発防止の取り組み

- ① 対策委員会及び対策拡大委員会を設置し、意見や情報を交換する機会を定例とする
- ② 月曜日の朝の時間と1校時の道徳の時間との関連を図る。教師と子どもが向かい合い、友だちとのかかわり方等をじっくりと話し合うことを通して、心の育成を図る。
- ③ 毎月第1水曜日の課後に、指導3部会を開催し、児童の実態把握と指導計画を協議する。特に、徳に関する指導部（生徒指導・教育相談・特別支援教育・人権同和）では、毎月第4木曜日の課後、子ども支援全体会を開催し、具体的な指導についての共通理解を図るようにする。また、必要に応じて毎週火曜日の連絡会でも情報交換をする。
- ④ 年間7回開催の学校運営協議会の中で児童の様子について発信をするとともに、地域での子どもの様子について情報を共有し、校内での指導に生かすようにする。
- ⑤ 生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人間関係を身につけさせるため、道徳推進教員や特別活動主任、生徒指導主任を中心に説話、指導、支援を行う。
- ⑥ 被害児童生徒がいじめから立ち直ることができるよう、当該児童の状況に応じ、外部機関との連携をとりながら支援を行う。
- ⑦ 学校評価を活用し、いじめについての組織的な取組を促進させる。



学校においていじめの被害者を見取るポイント（日常的な観察の視点）

1. 登校時から始業時までの観察ポイント
 - 他の児童よりも早く登校したり、遅く登校したりする。
 - いつも一人で登下校するか、友達と登校しているが表情が暗い。

- 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。
- 元気がなく、顔色がすぐれない。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。

2. 授業・学級活動等の時間の観察ポイント

- 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- 体の不調を訴え、度々保健室やトイレに行く。
- 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- うつむきかげんで発言しなくなる。
- 指名されると、他の児童がニヤニヤする。
- 教職員が誉めると、周りの子があざけ笑ったり、しらけたりする。
- 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがあったりする。
- 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
- 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。
- 配布したプリントなどが渡っていない。
- グループ活動の際、一人だけ外れている。
- ふざけた雰囲気の中で、係や委員等を選ばれる。
- 特定の児童の持ち物に触れることを嫌がる児童がいる。
- 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。
- 作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。

3. 休み時間の観察ポイント

- 仲のよかったグループから外れ、教室や図書室等で一人ポツンとしている。
- 一人で廊下や職員室付近をうろうろしている。
- 用がないのに職員室で過ごすことが多い。
- 教職員にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。
- 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。
- 友達と過ごしているが表情は暗く、おどおどした様子でついて行く。
- 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 遊びの中で、いつも嫌な役をさせられている。
- 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
- 周りの友達に異常なほど気遣いをしている。
- そばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。

4. 下校時の観察ポイント

- 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- いつも友達のを荷物を持たされている。
- 靴や傘等がなくなる。

5. その他

- 給食時間、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。
- 給食のメニューによって、異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。
- 清掃時間、みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。

- 清掃時間、他の児童から一人離れて掃除や後片付けをしている。
- 課外活動をよく休むようになったり、急にやめたいと言い出したりする。
- 集団活動や学校行事に参加することを渋る。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。
- 日記やノート等に、不安や悩みのかげりを感じる表現が見られる。

8 職員研修

- ・いじめの覚知がない場合にも、学期に一回は職員研修を実施し、いじめについての情報を共有し、全職員で対応できる体制を構築する。
- ・長期休業中に、事例研究や対応研修などの時間を設ける。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

★学校現場の責任として、 ① いじめの防止 ② 早期発見 ③ 適切かつ迅速な対応を！

【本校での具体的な対策】帰りの会の時に担任より「今日困ったことはありませんでしたか？（もしあったら先生に相談してください）」の声かけを行う。（常に寄り添う姿勢を！）

9 取り組み体制の点検および評価

学校の取組への指導・支援について

- いじめの早期段階で覚知・認知きたか。
- いじめに対する調査の時期、回数は適切であったか。
- 聞き取りなど、いじめの状況把握は適切であったか。
- 被害者、加害者への対応は組織的に迅速にできたか。
- 被害者の立ち直りに適切な支援ができたか。
- 加害児童や被害児童の保護者への対応は適切であったか。
- いじめについて、教育委員会、警察など外部機関との連携は適切であったか。
- 被害児童をはじめ、他の児童に対しての指導は適切であったか。
- 学級、学年、全校でのいじめ防止対策の取組は適切であったか。
- いじめ防止対策は、保護者、地域との連携が適切であったか。
- いじめ防止対策と学校評価の連携、整合性は適切であったか。
- 被害者を見取るポイント（チェックリスト）の活用は適切であったか。

佐賀市立赤松小学校いじめ防止対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号）第22条に基づき佐賀市立赤松小学校に「いじめ防止対策委員会」を置くこととし、設置に必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 いじめ防止対策委員会は、以下の事項について協議を行い、いじめ防止等について必要な措置を講じる。

- (1) いじめ防止対策等に関すること。
- (2) いじめの解消や再発防止等に関すること。

(委員会の構成及び委嘱)

第3条 委員は、教職員の他、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成する。当該学校の教職員以外の委員（以下「外部委員」という。）は、当該学校の校長が委嘱する。

(拡大委員会)

第4条 いじめの内容等により、前条の構成に専門家を加えた委員会を開催することができる。

2 前項の専門家として必要であると認められる場合は、学校教育課と協議の上、臨時的に弁護士、警察官等を委員として委嘱することができる。

(外部委員の任期)

第5条 外部委員の任期は、任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 外部委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条で臨時的に任用した外部委員の任期については、校長が別に定める。

(委員長)

第6条 委員長は、委員のうち外部委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、いじめ防止対策委員会を代表し、会務を総理する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その役割を遂行するうえで知り得た秘密事項に関し、これを漏らしてはならない。

(会議)

第8条 委員長は、必要に応じていじめ防止対策委員会の委員の招集を行う。

2 会議はその内容から鑑み、非公開とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、本校に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、いじめ防止対策委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。



「いじめ防止対策推進法」に係る確認事項

校長 浅井 慎司

(定義)

第二条 いじめとは、(中略) 心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

★いじめと認定する「構成要件」があいまいであるが、被害児童に寄り添った観点を打ち出したものとなっている。

(基本理念)

2 いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

★この法律は、直接児童に向けた条文となっている。つまり、子どもに義務を課しているところに注目したい。したがって、児童がいじめについて正確に理解しなければならないということである。児童を子ども扱いにしてはならない。一人前の大人として扱っていることを子どもにきちんと伝えることが大切である。

★「いじめられていることを相談することは、決してかっこ悪いことではない。心配をかけるなど考える必要もない。先生たちは、いじめられている人の味方である。」ことを宣言する。

★一人一人が、おじいさんやおばあさん、お父さんやお母さんから、大切な「いのちのバトン」を受け取って生まれてきた「かけがえのない存在」であることを伝えるようにする。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

★学校現場の責任として、 ① いじめの防止 ② 早期発見 ③ 適切かつ迅速な対応 を!

本校では具体的な対策として、帰りの会の時に担任より「今日困ったことはありませんでしたか? (もしあったら先生に相談してください)」の声かけを行う。(常に寄り添う姿勢を!)

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることとする。

★家庭との連携並びに情報発信を行うこと。